

**米沢市官民連携DXチャレンジプロジェクト業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本市は、米沢市総合計画(よねざわしあわせビジョン 2035)に基づき、「地域の課題解決にデジタルの力を活かし、誰もがデジタルの恩恵を受けられるまち」の実現を目指している。

先駆的にデジタル技術を開発・導入支援するチャレンジ精神の高い事業者と市が官民で連携し、米沢市が抱える政策課題をデジタル技術によって解決する実証事業を通して米沢モデルを確立し、市民サービスの向上、行政の効率化、域内経済の活性化等を図ることを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 業務の名称

米沢市官民連携DXチャレンジプロジェクト業務委託

(2) 業務内容

デジタル技術による政策課題解決に向けた実証事業を実施し、実装に向けてその検証を行う。

令和8年度公募するプロジェクトは以下のとおりとし、事業者の創意工夫による事業提案を公募して採択となった実証事業を実施する。なお、各プロジェクトの詳細は米沢市ホームページに記載する。

	タイトル	解決したい課題(要約)
①	デジタルでつなぐ次世代型町内会・共助モデル構築プロジェクト	町内会運営のデジタル化による持続可能なコミュニティの実現
②	タクシーのデジタル配車プロジェクト	市内タクシーのWEB予約による市外からの訪問者の利用向上
③	ひきこもり支援プロジェクト	メタバース空間等での居場所の提供による不安の解消
④	児童発達支援オンラインサービスプロジェクト	オンラインでの相談機会の拡充による子育て不安の解消
⑤	見える化によるゼロカーボンシティの実現プロジェクト	市民の「デコ活(脱炭素の取組)」活性化によるカーボンニュートラルの実現
⑥	避難情報伝達で守る地域と高齢者の未来づくりプロジェクト	中山間地域の高齢者への避難情報の確実な伝達
⑦	野生動物出没情報の市民即時共有ネットワークづくりプロジェクト	野生動物の出没情報の即時共有

(3) 事業期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務委託料の提案上限額

600万円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 参加資格要件

本プロポーザル参加申請日において、以下の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 米沢市契約規則(昭和53年3月30日規則第5号)第23条第2項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者又は本市が定める期間において、本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程(平成6年3月31日告示第66号)に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (6) 米沢市暴力団排除条例(平成24年3月28日条例第1号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

4 実施スケジュール

(1) 実施スケジュール(予定)

項目	期日
本プロポーザルの公告	令和8年5月1日(金)
質問書受付	令和8年5月1日(金)から 令和8年6月19日(金) 15時まで
質問書回答	令和8年6月24日(水) 15時まで
参加表明書の提出期限	令和8年6月26日(金) 必着
企画提案書の提出期限	令和8年6月30日(火) 必着
プロポーザル審査及び 受託候補者の決定	令和8年7月1日(水)～15日(水)
審査結果通知	令和8年7月16日(木) 予定
契約締結	令和8年7月16日(木) 以降

(2) 資料の交付

本市ホームページに次の資料を掲載するので、適宜ダウンロードすること。

- ① 実施要領
- ② 質問書及び参加表明書類(様式1～5)
- ③ 参加資格審査申請書等一式

5 質問書の受付及び回答

(1) 提出書類

質問書(様式1)

(2) 提出方法

質問書(様式1)に質問内容を記載し、電子メールで魅力推進課まで提出すること。また、電話により受信確認を行うこと。

(3) 受付期間

令和8年4月30日(木)から令和8年6月19日(金) 15時00分まで

(4) 質問に対する回答

令和8年6月24日(水) 15時00分まで、電子メールで随時回答する。また、回答内容は、実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱うものとする。

6 参加表明書類の提出

(1) 提出書類及び提出期限

① 参加表明書類

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	参加表明書	様式2	1部	令和8年6月26日(金) 必着
2	事業者概要調書	様式3		
3	業務実績調書	様式4		
4	実施体制調書	様式5		

② 参加資格審査申請書等必要書類(指名競争入札参加者登録簿に登録されていない者)

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	参加資格審査申請書	様式1	1部	令和8年6月26日(金) 必着
2	経営状況調書	様式2		
3	許認可一覧表	様式3		
4	営業所一覧表	様式4		
5	委任状	様式5		
6	使用印鑑届	様式6		
7	指名停止等措置状況調書	様式7		
8	納税証明書			
9	印鑑証明書			
10	暴力団排除に関する誓約書	様式第2号の3		

(2) 提出方法

直接持参又は郵送により魅力推進課に提出すること。

ア 郵送の場合は、提出期限必着とし、特定記録郵便等の配達記録が残る方法で発送すること。
発送後、到着の有無について魅力推進課へ確認すること。

イ 直接持参する場合は、執務時間中(平日8時30分から17時15分まで)に魅力推進課に持参すること。

(3) 参加資格審査と審査結果の通知

参加表明を行った事業者の参加資格を審査し、参加資格審査結果の通知を行う。また、参加資格があると認められた事業者に対して企画提案書の提出を求めるものとする。

7 企画提案書類の提出

(1) 提出書類

No.	書類名	様式	提出部数	提出期限
1	企画提案書(パワーポイント、任意様式)	任意様式 (A4横版基本)	7部 複写可	令和8年6月30日(火) 必着
2	提案価格見積書			
3	提案価格積算内訳	任意様式		

(2) 企画提案書の内容

企画提案書作成は、各プロジェクト内容を参照の上、以下の内容を記載すること。

ア 提案プロジェクト名

イ 会社概要

ウ プロジェクト内容

特に先進性、市民サービス向上・行政効率化・域内経済の活性化の実現の観点から作成すること。

エ プロジェクトのKPI

オ 提案額及び収支計画

カ 実施スケジュール

キ 実施に当たっての推進体制

市及び事業者の役割分担も記載すること。なお、本市が想定する役割分担の概要は以下のとおり。

【市】

- ① プロジェクト実施フィールドの提供・斡旋
- ② 庁内・地元調整
- ③ プロジェクトに必要な費用負担(提案額以内)
- ④ プロジェクトが事業化した場合の对外広報
- ⑤ 実証段階の実用化に向けたサポート
- ⑥ その他プロジェクトに必要な調整

【事業者】

- ① プロジェクトの運営全般
- ② プロジェクトの進捗管理および市(魅力推進課・担当課)との定期的協議
- ③ プロジェクトにかかる費用の負担(市負担分を除く)
- ④ プロジェクトで得られたデータ等の検証、市及び関係機関等への提供
- ⑤ プロジェクトのKPI(重要業績評価指標)の計測と評価
- ⑥ プロジェクト報告等

ク 社会実装に向けた工程

本業務は、令和9年度以降の社会実装(地域未来交付金等の活用を想定)を目指すものであるため、その工程を記載すること(実装までに想定されるスケジュールや資金計画等)。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送による。

ア 郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

イ 直接持参する場合は、執務時間中(平日8時30分から17時15分まで)に魅力推進課に持参すること。

ウ 電子的媒体による参考資料動画等の電子的媒体による参考資料がある場合には、メールで送付すること。

(4) 企画提案書作成の留意事項

- ア 提案は1者につき1案とする。
- イ 各プロジェクトの概要に基づく創意工夫による提案を期待するものであるが、大幅に適合しない提案又は提案上限額を超える提案は失格とする。
- ウ 企画提案書は A4 横版を基本とし、ページ数は概ね20ページ以内で作成すること。
- エ 企画提案書の審査は全て匿名で行うため、企画提案書には会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。記載がある場合は、審査資料の該当部分を黒塗りする必要がある。また、匿名性を担保するため、参加表明をした事実は、審査結果の通知まで一切公表しないこと。
- オ 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとし、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とする。ただし、米沢市情報公開・個人情報保護審査会で公開を決定された場合はこの限りではない。また、受託候補者の企画提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために承諾を得たうえで公表する必要がある。
- カ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを企画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

8 評価基準

(1) 審査項目

種別	評価項目	配点
企画提案書	本事業の趣旨との整合性	20点
	政策課題に対する解決方法の先進性、優位性	20点
	期待される効果、実現可能性	20点
	業務遂行能力	10点
	社会実装に向けた工程の妥当性	15点
価格	提案価格及び収支計画の妥当性	5点
	価格点((600万円－提案額)／600万)*10 ※小数点以下を四捨五入	10点

表2 評価 基準

評価	評価内容	点数の算出方法(配分率)
A	特に優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2
F	不可	配点×0.0

9 審査の実施及び結果の通知

(1) 審査委員会の設置

本プロポーザルにおける受託候補者の選定は、「米沢市官民連携 DX チャレンジプロジェクト業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、当該審査委員会において、実施要領及び評価基準に基づき審査を行う。なお、審査は非公開とし、選考結果等に関する異

議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 審査方法

審査委員会において提出書類及び提案価格について書面審査を行う。審査は、実施要領及び評価基準に基づき採点し、総得点が配点合計の100分の60以上である提案のうち、最も高い得点を得た者を受託候補者として選定する。

なお、審査委員会は、審査の参考とするため、必要に応じて当該政策課題の担当課等から提案プロジェクトに関する意見を求めることができる。

提案者が1者のみである場合においても審査を実施し、実施要領及び評価基準を満たすと認められるときは、当該提案者を受託候補者として選定することができる。

最高得点者が複数ある場合は、「期待される効果、実現可能性」「政策課題に対する解決方法の先進性、優位性」の順に評価点の高い者を上位とする。なお、決しない場合は、審査委員会の協議により決定する。

(3) 審査結果の通知

- ① 審査結果(順位等)は、全ての参加者へ令和8年7月16日(木)(予定)に電子メールにて通知する。
なお、順位を付けるにあたり、条件を付す場合がある。
- ②
- ③ 審査結果については、契約締結後、契約者の名称及び合計評価点を本市ホームページで公表する。なお、これ以外の審査内容の問い合わせは受け付けない。また、企業ノウハウ等に属し、秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を提案の際に特定し、当市に説明すること。

10 資格の喪失

参加者が次のいずれかに該当するときは、受託候補者としなくなり、既に提出された企画提案書を無効とし、当該参加者に対し理由を付して通知するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」で規定した参加資格を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- (4) その他、実施要領で示した条件に違反したとき。

11 契約の締結

(1) 契約方法

審査結果に基づき選定した1位の受託候補者と協議し、協議結果及び企画提案書の内容を反映した仕様書等の調整を行った上で、米沢市契約規則(昭和53年3月30日規則第5号)の定めにより契約を締結する。なお、協議及び調整の結果、提案内容が全て仕様書に反映されるものではない。

1位の受託候補者が辞退した場合又は協議が不調となった場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行い、契約を締結するものとする。

なお、1位の受託候補者との契約締結後もなお予算に残額がある場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行い、予算の範囲内で業務委託契約を締結する場合がある。

(2) 契約金額

契約金額は、原則として受託候補者が提出した提案価格見積書の金額以内とする。

12 プロポーザルの延期又は中止

次の場合、本プロポーザルを延期又は中止とする。

- (1) 自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められる場合
- (2) 参加者がいない場合
- (3) 参加者の全てが資格喪失となった場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。また、本事業の実施に至らなかった場合又は延期となった場合でも、その費用を本市に請求することはできない。
- (2) 提出書類等は返却しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出及び差し替えは認めない。
- (4) 採用された企画提案については、内容の一部変更を指示することがある。
- (5) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (6) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、任意様式により魅力推進課へ届出をすること。辞退は自由であり、辞退をしても以後における不利益は被らない。
- (8) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

14 参考資料

- (1) 米沢市総合計画(よねざわしあわせビジョン2035)

15 プロポーザルに関する問い合わせ先

米沢市企画調整部魅力推進課 森谷、神野

住所:〒992-8501山形県米沢市金池五丁目2番25号

電話:0238-22-5111(代表)

メール:j-sys@city.yonezawa.lg.jp